

平成30年度 薬物療法専門薬剤師認定申請に係る要件別の認定申請資格

暫定措置期間中の薬物療法専門薬剤師認定申請は、本学会認定薬剤師資格の有無、会員歴、実務経験等の条件により本申請に必要な申請資格要件が異なり、下記のA～Fパターンに分類されます。

1. 暫定措置期間中の要件別認定申請のパターン

要件	認定申請のパターン					
	A	B	C	D	E	F
本学会認定薬剤師（認定薬剤師試験の合格者）である	○	○				
本学会認定薬剤師（認定薬剤師試験の免除者）である			○	○		
本学会認定薬剤師でない					○	○
申請時において、本学会会員歴の継続年数が5年以上である	○	○	○	○	○	
申請時において、本学会会員歴の継続年数が5年未満である						◆
薬剤師としての実務経験が6年以上ある	○	—	○	—	—	—

○：左欄の要件に該当する 無印：左欄の要件に該当しない —：左欄の要件を問わない

◆：本申請時に本学会会員であること

【注1】上記の6パターンのいずれにも該当しない場合、申請することができません

2. 適用される認定資格

薬物療法専門薬剤師の認定申請資格要件	認定申請のパターン					
	A	B	C	D	E	F
(1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること	○	○	○	○	○	○
(2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること	○	○	○	○	○	○
(3) 申請時において、引き続き5年以上継続して本学会会員であること	○	○	○	○	○	◆
(4) 本学会認定薬剤師であること	○	○	○	○		
【暫定措置】 次のいずれかの認定を受けていること ・日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師 ・薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師 ・日本臨床薬理学会による認定薬剤師 ・日本薬剤師会生涯学習支援システムによるクリニカルラダーレベル5の認定者					●	●
(5) 本学会が認定する薬物療法専門薬剤師研修施設において、本学会の定めた研修コアカリキュラムに従って、薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること	4年以上	4年以上	4年以上	4年以上	5年以上	5年以上
(6) 本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で50単位以上履修していること		50単位以上		50単位以上	50単位以上	50単位以上
【暫定措置】 本学会認定薬剤師で、実務経験が6年以上ある場合	● 30単位以上		● 30単位以上			
(7) 自ら実施した5年間の薬剤管理指導の実績50症例（4領域以上の疾患）を提出すること	○	○	○	○	○	○
(8) 医療薬学に関する全国学会あるいは国際学会での発表が2回以上あり、本学会が主催する年会での本人が筆頭発表者となった発表を1回以上含むこと	△	△	△	△	○	○
(9) 医療薬学に関する学術論文が2報以上あり、本人が筆頭著者である論文を1報以上含むこと。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文であること（複数査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外）	△	△	△	△	○	○
(10) 本学会が実施する薬物療法専門薬剤師認定試験に合格すること	免除	免除	○	○	○	○

○：左欄の要件に該当する ●：暫定措置の要件が適用される 無印：左欄の要件を問わない

◆：本申請時に本学会会員であること

△：学術論文及び学会発表のリストは必要であるが、添付資料は不要

免除：薬物療法専門薬剤師認定試験を除いた他の申請資格要件に関する書面審査のみとなる

3. 認定審査の結果、認定に至った際に取得できる認定資格

取得できる認定資格	認定申請のパターン					
	A	B	C	D	E	F
薬物療法専門薬剤師	○	○	○	○		○
薬物療法専門薬剤師及び（又は）本学会認定薬剤師					○	

4. 本学会認定薬剤師の審査も希望する場合（認定申請パターンEの方のみ）

認定申請のパターンEの方が薬物療法専門薬剤師の認定申請をされる際に、本学会認定薬剤師の認定審査も同時に受けることができます。認定審査の結果により、両者同時認定又はいずれか一方の認定となる可能性があります。2つの認定資格の同時審査をご希望される場合には、薬物療法専門・様式1に用意されている本学会認定薬剤師の認定審査希望欄に○印を付してください。印がない場合には、薬物療法専門薬剤師のみの認定審査になります。

なお、2つの認定資格が認められた場合には、2資格分の認定料をお支払いいただきます。

5. 認定試験の合格の権利

薬物療法専門薬剤師認定試験に合格し、引き続き実施される書面審査に不合格となった場合の認定試験の有効性については、本申請受付の時点で未定です。具体的な取扱いが決まりましたらお知らせいたします。

6. 上記の申請資格及び暫定措置等の補足説明

- 1) 認定試験に合格した認定薬剤師と試験免除による認定薬剤師の識別方法
薬物療法専門薬剤師の認定申請に係るQ&A25を参照してください。
- 2) 申請時において、5年以上継続して本学会の会員であるとは
2014年～2018年までの間、継続して正会員費を納入していることをいいます。
学生会員としての1年は、正会員歴0.5年として組み入れられます。（端数は切り捨て）
- 3) 薬剤師としての実務経験
Q&A7を参照してください。
- 4) 本学会認定薬剤師が薬物療法専門薬剤師研修施設において履修する5年間の薬物療法に関する研修
所定の研修を1年間履修済みとして取り扱われます。
- 5) 薬物療法の講習会、自ら実施した5年間の薬剤管理指導
申請時から遡り、5年以内の参加・受講、薬剤管理指導の実績に限ります。